

対象となる経費

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに支払う下記の経費を対象とします。

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等。ただし、団体の運営に必要な経常的な賃金及び役員報酬は対象としない。
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、広告費、手数料等
保険料	事業実施に必要なイベント保険や傷害保険等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	施設等の借上料、OA 機器等の使用料等
原材料費	事業実施に必要な原材料費
備品購入費	交付事業の実施に必要な備品で、減価償却の耐用年数が 1 年以上のものの購入に係る費用とする。
工事請負費	事業実施に必要な建物の改装費等
その他市長が必要と認める経費	

※表中にかかる経費で、1 件 5 万円を超えるものは申請時と実績報告時に見積書の提出が必要となります。

対象外となる経費

下記の経費については、対象外経費となるので、ご注意ください。

- ・賃金や役員報酬、事務所の家賃等の団体運営に必要な経常的な経費
- ・報償費、旅費のうち団体構成員に対して支出する経費
- ・飲食に関する経費
- ・商品券等の金券、景品や記念品等の購入経費
- ・領収書のない経費
- ・領収書の明細が不明な経費
- ・使途の確認ができない経費
- ・申請事業と直接かかわりのない経費